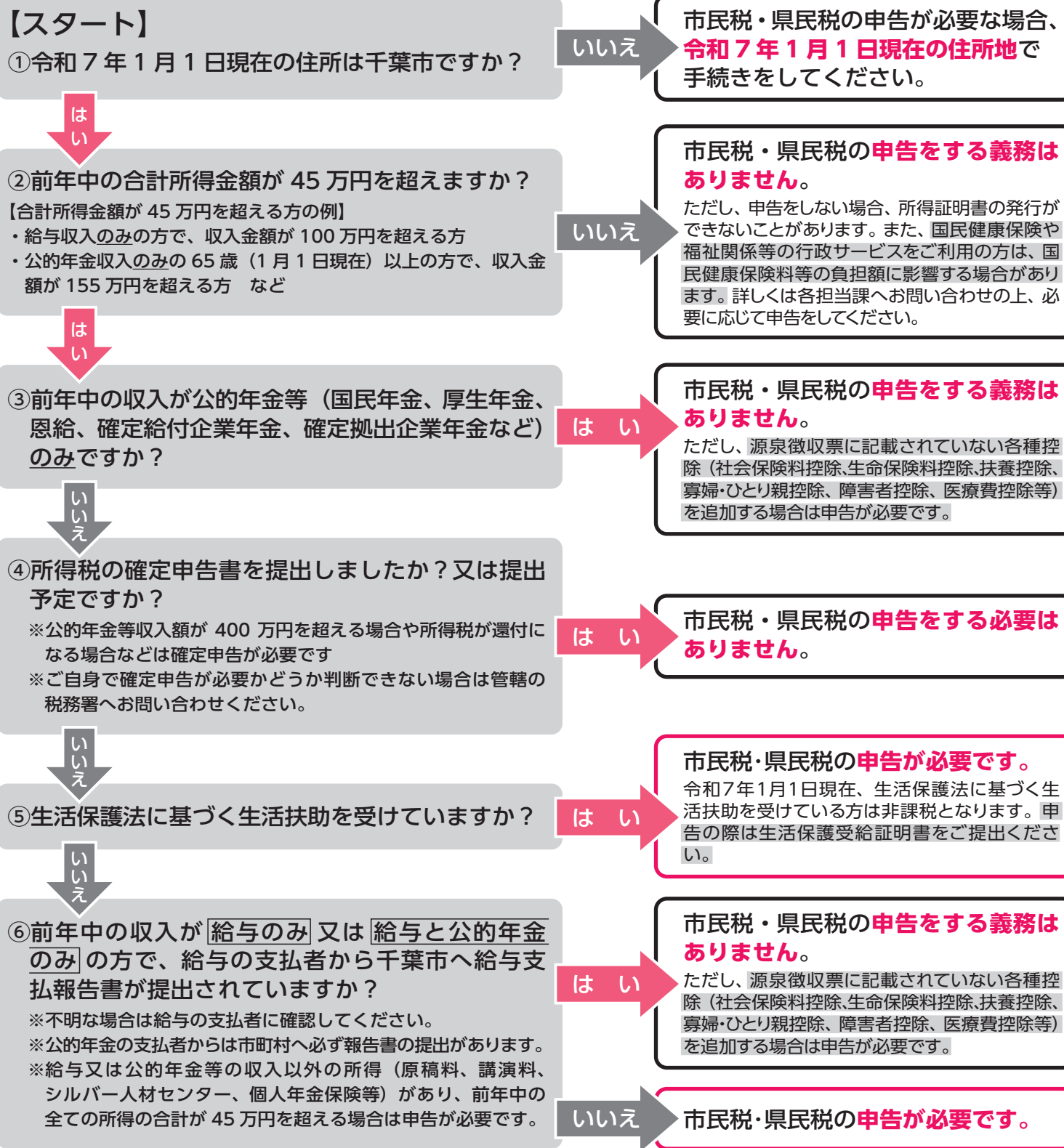


以下のフローチャートを参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。
このフローチャートは一般的なもので、状況によっては当てはまらないことがあります。ご不明な点はお問い合わせください。（申告書は前年度の申告実績等に基づいてお送りしています。）

【申告期間】令和7年2月3日（月）～令和7年3月17日（月） ※土日祝日を除く

フローチャート



「市民税・県民税の申告が必要です」に該当した方は、申告書を記載し、必要書類と併せてご提出ください。
※記載方法・必要書類については2ページ目以降を参照

給与と所得換算表		
給与と収入金額 (A)	給与と所得金額	
0 ～ 550,999	0	
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	
1,628,000 ～ 1,799,999	A ÷ 4 = (B) (千円未満切捨)	B × 2.4 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999		B × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		B × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000	
8,500,000 ～	A - 1,950,000	

公的年金等の雑所得換算表

年 齢	公的年金等収入金額（A）	公的年金等雑所得以外の合計所得金額			
		0円以上 1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	
65歳未満 S35.1.2以後生	0 ～ 1,299,999	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円	
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円	
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円	
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円	
	10,000,000 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円	
65歳以上 S35.1.1以前生	0 ～ 3,299,999	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円	
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円	
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円	
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円	
	10,000,000 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円	

種 類	要 件
基 礎 控 除	本人の前年の合計所得金額が2,500万円以下
配 偶 者 控 除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有する方
配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有する方
扶 養 控 除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合
社 会 保 険 料 控 除	前年中に社会保険料（健康保険や国民年金、介護保険、後期高齢者医療の保険料等）を支払った場合
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	前年中に小規模企業共済等掛金や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合
医 療 費 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ●医療費控除の計算 （支払った医療費－保険等による補填金額）－（総所得金額等 × 5％と10万円のいずれか少ない方の金額） ●セルフメディケーション税制の計算 （特定一般用医薬品等購入費－保険等による補填金額）－12,000円
生 命 保 険 料 控 除	前年中に生命保険契約等の保険料（※）、個人年金保険契約等の保険料（※）、介護医療保険契約等の保険料を支払った場合 （※）新契約…平成24年1月1日以後に契約したもの 旧契約…平成23年12月31日以前に契約したもの
雑 損 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする親族が所有する資産について、災害等により損失を受けた場合
地 震 保 険 料 控 除	前年中に地震保険契約に係る保険料又は長期損害保険契約（※）に係る保険料を支払った場合 （※）長期損害保険契約については、平成18年12月31日までに契約したものが対象となります。
勤 労 学 生 控 除	前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の方
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの場合
ひ と り 親 控 除	婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の方（事実上婚姻関係と同様事情にあると認められる一定の人がいない）で、かつ生計を一にする子（※）がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 （※）「生計を一にする子」とは、他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方で、前年の総所得金額等が48万円以下である方
寡 婦 控 除	夫と死別した後婚姻をしていない方、夫の生死が明らかでない一定の方や夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方

・収入がなかった方
・収入が遺族年金・障害年金のみの方
・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方

該当番号を○で囲んでください。

1～6に該当がない場合には、「7その他」欄に前年中の生活状況（「知人の援助」等）を記入してください。

また、扶養親族がいる場合、寡婦やひとり親、障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑰～⑳の該当欄へ記入してください。

※申告書提出方法については2ページをご参照ください。

雑所得（公的年金等以外）がある方

収入金額・必要経費等を記入し、所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を申告書表面右部⑧～⑨の該当欄に記入してください。

別居の扶養親族等がいる方

表面「⑩配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「㉔扶養控除」、裏面「12事業専従者に関する事項」に記入した親族のうち、別居の親族がいる場合に記入してください。

また、扶養親族が国外居住者の場合は、提出が必要な書類があります。詳細は市税のホームページをご確認ください。

寄附金を支払った方

寄附先と支払金額を記入してください。

ふるさと納税は「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」に該当します。

必要なもの：寄附金受領証明書（原本）

※ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が市民税・県民税の申告をする、ワンストップ特例は無効になりますので、ワンストップ特例分も含めたすべての寄附について記入してください。

※源泉徴収票、控除証明書、本人確認書類などの必要書類は、この申告書に貼付けて提出してください。

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票の収入金額の欄には源泉徴収票が必要です。）

月	収入金額(1月～6月)	月	収入金額(7月～12月)
1	円	7	円
2	円	8	円
3	円	9	円
4	円	10	円
5	円	11	円
6	円	12	円
賞与（ボーナス）等			円
合 計			円

勤務先所在地

勤務先名称

電 話 番 号

勤務した期間

月～ 月

勤務先所在地

勤務先名称

電 話 番 号

勤務した期間

月～ 月

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額 (A - B)	D 特別控除額	E 所得金額 (C - D)
				円	円	円	円	円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハの所得金額に記入してください。

12 事業専従者に関する事項（別居の専従者の場合は下記13へ記載してください）

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者給与（控除）額	個 人 番 号
				円	

青色申告特別控除額

専従者給与（控除）額の合計額

13 別居の扶養親族等に関する事項（別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。）

氏 名	続柄	住 所	国 外 居 住

□配偶者 □30歳未満または70歳以上
□寡婦 □38万円以上の支払い
□配偶者 □30歳未満または70歳以上
□寡婦 □38万円以上の支払い

14 事業税に関する事項

非課税所得など	備考	所得金額	円
損益通算の特例適用前の全勤業所得			円

事業用資産の譲渡損失など

前年中の(廃)業 開始・廃止

月 日

□他 都 道 府 県 の 事 務 所 等

15 寄附金に関する事項

寄附先	寄附金	円
特定非営利活動法人（NPO法人）		円
公益財団法人		円
任意の寄附先		円

16 家屋敷などに関する事項

（千葉市に事務所、事業所又は家屋敷があり、千葉市内に住所がない方は、記入してください。また、事務所、事業所又は家屋敷の所在する区と事業主、所有者の居住する区が違う場合も記載が必要となります。）

物件所在地	種 類	事務所・事業所・家屋敷
		円

前年中の所得の金額（分離課税所得の場合は特別控除額の金額） 扶養親族数

あなたが該当するとき、○をつけてください。 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親・扶養親族等がいる場合には、表面「⑩配偶者控除の扶養控除」欄にその内容を記入してください。

17 代理申告者記入欄（住民票上同世帯の親族の場合は、委任状を省略できます。）

氏 名	続 柄

住 所

18 所得金額の控除に関する事項

フリガナ	続 柄	生 年 月 日	明・大・昭
氏 名			平・令
備 考			

代理で申告をする場合

代理申告者の氏名・続柄・住所を記入してください。

※代理申告者が住民票上同世帯の親族でない場合、委任状が必要です。

<問い合わせ先>

市民税・県民税の申告について	
東部市税事務所市民税課(中央・若葉・緑区にお住まいの方)	西部市税事務所市民税課(花見川・稲毛・美浜区にお住まいの方)
〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内	〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所内
☎ 043-233-8140	☎ 043-270-3140

間違い電話が多いため確認の上お問い合わせください

申告書提出方法

- 郵送で提出・・・申告書 及び 必要書類を同封の上、返信用封筒でご提出ください。
- 区役所で提出・・・申告書 及び 必要書類を揃えて、区役所にご来所ください。
- 申告期間中は窓口が大変混み合います。可能な限り郵送による提出をお願いします。

【必要書類】

- 本人確認書類…☐または☐をご用意ください。郵送の場合は写し（両面）を同封してください。
☐…マイナンバーカード（個人番号カード）
☐…(a)(b) { (a) マイナンバー（個人番号）入り住民票又は記載事項に変更がないマイナンバー（個人番号）の通知カードの両方 (b) 運転免許証等の顔写真付き本人確認書類 または 健康保険証等の顔写真なし本人確認書類 2種類
※保険証の写しを郵送で提出する場合は、「保険者番号及び被保険者証記号・番号」が見えないようにした状態で提出してください。（マスキングや黒塗りなど）
- 収入に関する書類…源泉徴収票、支払者の名称・所在地・連絡先・支払額が確認できる明細書 など
- 医療費控除に関する書類…同封した医療費控除の明細書 ※領収書の提出不可
- 控除（③を除く）に関する書類…生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、ふるさと納税受領書 など（原本）

【注意事項】

- ②～④については該当する方のみ提出してください。（収入がない方は①のみ）
- 申告書下部に付属している「市民税・県民税申告受付書」は希望者のみ返送します。返送をご希望の方はご自身で返信用封筒をご用意いただき、所要額の切手を貼った上で住所及び宛名を記入し、同封してください。
- 申告書控えの返送をご希望の方は、上記封筒と合わせて、申告書のコピーを同封してください。コピーの同封がない場合、「市民税・県民税申告受付書」のみ返送します。（※申告書控えに所得控除額等の追記はしていません。所得控除額や税額等は市税のホームページでご確認ください。）
- 原則、必要書類の返却はできませんので、控えが必要な場合はコピーをしてください。
- 申告期限（令和7年3月17日（月））を過ぎた場合、国民健康保険や福祉関係等の行政サービスに影響することがあります。

- 市民税・県民税が非課税の方には納税通知書は送付していません。あらかじめご了承ください。
- 令和6年度分以降の市民税・県民税申告では、上場株式等の配当所得や譲渡所得等の課税方式について、所得税と異なる方式を選択することはできません。詳細は市税のホームページをご確認ください。

区役所で提出する場合の窓口は、各区役所の市税事務所または市税出張所です。

東部市税事務所	若葉区役所 1 階	中央市税出張所	中央区役所（きばー 11 階）	緑市税出張所	緑区役所 3 階
西部市税事務所	美浜区役所 2 階	花見川市税出張所	花見川区役所 2 階	稲毛市税出張所	稲毛区役所 1 階

～ 市税のホームページでは 市民税・県民税申告書の作成や税額の試算ができます ～

市税のホームページ 千葉市 市税 🔍 検索

QR コードからもアクセスできます

千葉市 住民税額試算・申告書作成サービス

市税のホームページで このボタンをクリック！

※電子申請や電子メールで申告することはできません。印刷した申告書を郵送または区役所にご提出ください。

申告書の書き方（おもて）

※申告書には、黒ボールペンを使用してください。消せるボールペンなどは使用しないでください。

令和 7 年度分 市民税・県民税申告書

令和 年	千葉市〇〇区△△町×××××	電報又は電業	
1月1日の住所		電話番号	043 - 233 - 8140
現 住 所	同 上	世帯主の氏名	千葉 太郎
フリガナ	チバ タロウ	続 柄	本人
氏 名	千葉 太郎	個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生 年 月 日	明・大・昭・平・令 30 年 9 月 1 日 生	宛名番号	

所得控除を申告する方

※生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等を、申告者本人が支払っている場合は、合算して申告することができます。

- 社会保険料控除
該当欄に支払金額を記入してください。
※配偶者その他親族の年金から特別徴収（天引き）されたものは含めません。
必要なもの：令和6年中に支払った領収書、証明書等（原本）

- 生命保険料控除、⑯地震保険料控除
控除証明書の控除対象額（支払金額）を記入してください。
必要なもの：保険会社等が発行した令和6年分の控除証明書（原本）

- 寡婦控除、ひとり親控除
該当する場合は ☒ を記入してください。

- 勤労学生控除
該当する場合は ☒ と学校名・学年を記入してください。
必要なもの：学校等から交付された証明書（学生証の写し等）

- 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者、⑳扶養控除
該当する場合は必要事項を記入してください。
別居の場合は裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
なお、マイナンバー（個人番号）は必ず記入してください。

- 雑損控除
必要なもの：り災証明書、災害関連支出の領収書等

- 医療費控除
詳細は別紙「医療費控除を受けられる方へ」を確認してください。
必要なもの：医療費控除の明細書、医療費通知（原本）

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療保険	円	国民年金 その他 合計	円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	円 円 円	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計 6506 6606	円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑰ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離別 ☐ 未婚 ☐ 学校名・学年	円	☐ 勤労学生控除 年	円
⑱ 申告者本人が障害者の場合 障害の程度を記入してください	手帳の種類 等級	円	精・身・療 級・度	円
⑲ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ 氏名 生年月日 氏名 生年月日 氏名 生年月日	円 円 円	同居 別居 同居 別居 同居 別居	円 円 円
⑳ 扶養控除	氏名 個人番号 氏名 個人番号 氏名 個人番号 氏名 個人番号	円 円 円 円	同居 別居 同居 別居 同居 別居 同居 別居	円 円 円 円
㉑ 雑損控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類	円 円 円	保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額	円 円
㉒ 医療費控除	支払った医療費 保険金などで補填される金額	円 円		円

5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法	☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）	
配偶者控除	扶養人数 本人 配偶者 その他 合計	円
配偶者特別控除	専従者 配他 内配当所得金額	円
均等割	調査区分 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	円
事業所・家屋敷	調査区分 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	円
生保(国)	6786	円
地保(国)	8586	円
住保(国)	6388	円
住保可能額	9438	円
特設増徴金	9538	円
給与明細	医療費 国保 介護 後高 国年 生保 地震 その他	円

- ・収入がなかった方
- ・収入が遺族年金・障害年金のみの方
- ・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方

該当する方は5ページを参照してください。

源泉徴収票に記載された数字の転記例

給与収入がある方	給与、賃金、賞与
令和6年分	給与所得の源泉徴収票
支払を受ける者	（受給者） （本人等） （扶養者） （フリガナ） 氏名
給与・賞与	1,920,500円
公的年金等	780,100円
雑所得計	2,700,600円
社会保険料等の金額	480,000円
生命保険料の控除額	20,600円
地震保険料の控除額	2,000円
住宅借入金等特別控除の額	2,000円

必要なもの：源泉徴収票（原本）
※日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入し、その合計を収入金額としてください。

公的年金等収入がある方 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、企業年金

令和6年分	公的年金等の源泉徴収票
住所又は居所	千葉市〇〇区△△町×××××
氏名	千葉 太郎
生年月日	昭和30年9月1日
年金の種類	老齢 基礎
支払金額	780,100円
雑所得計	2,700,600円
社会保険料等の金額	480,000円
生命保険料の控除額	20,600円
地震保険料の控除額	2,000円
住宅借入金等特別控除の額	2,000円

必要なもの：源泉徴収票（原本）
※遺族年金及び障害年金は非課税所得になりますので、公的年金収入には含まないでください。

営業等、農業、不動産所得がある方

収支内訳書に基づき所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください。
必要なもの：収支内訳書（各市税事務所市民税課に請求してください）

雑所得がある方 業務…原稿料、講演料等 その他…個人年金等

所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください。裏面「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄にも必要事項を記入してください。
必要なもの：支払調書、経費がわかるもの等（原本）